

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



小諸城跡 三之門

2月

No.186

- I. 所長より 平成を振り返る P 1
- II. 2019年度税制改正 P 3
- III. 消費税増税時のキャッシュレス決済によるポイント還元 P 4
- IV. 【働き方改革関係法】36協定届の新様式公開 P 6
- V. シリーズ：働き方改革 (1) P 7
- VI. 利益とは P 8
- VII. 所長講座 不正防止のために 其の4 横領 P 9
事務所カレンダー P 12



残すところ、平成の終わりまで70日を切りました。私にとっては平成の30年間は36歳から66歳までの働き盛りの時期でしたので、感慨深いものがあり、いくつかの切り口で考えてみました。

1. 消費税創設に始まり、消費税10%になる

平成元年の4月1日、その前年の12月に突如消費税導入が決定し、大混乱のうちに始まりしました。その後、平成9年に5%に増税され、これが引き金のように平成の大不況＝金融危機が始まりました。このため17年間、5%のままで据え置かれ、10%に上げる中間として平成26年4月に8%に増税されました。しかし、安倍首相の増税回避のための解散総選挙などで2回据え置かれ、ついに今年10%増税が実行されます。まさに消費税の時代でした。

2. 平成は平静だった!?

藻谷浩介氏の講演で下の図Iのとおり、「個人消費と給与の長期推移は変化がなかった」とのことです。つまり給与生活者にとって平成は物価も上がらず、給与も変わらず、したがって個人消費も変わらず、平静な時代だったとのこと。確かに4回の株価の大きな変動がありましたが、庶民には関係がないことではあったわけです。しかしこれは社員にとっての話であり、中小企業の経営者には全く違う感覚であったと思います。

藻谷浩介氏作成

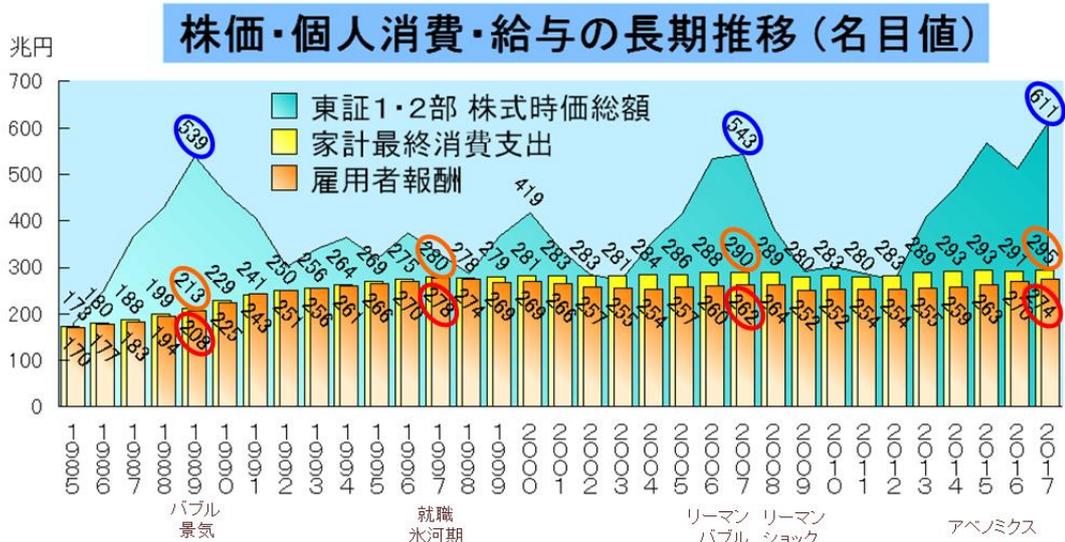
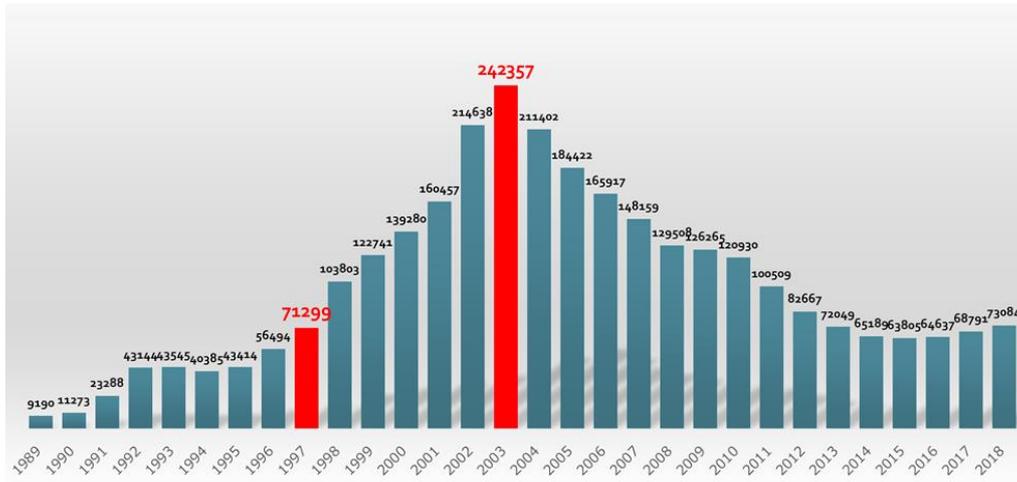


図 I

3. 富士山型の景気

平成の自己破産数を図IIにしてみました。富士山型です。大きく増加が始まるのが1997年平成9年からで、最も多かったのが平成15年です。

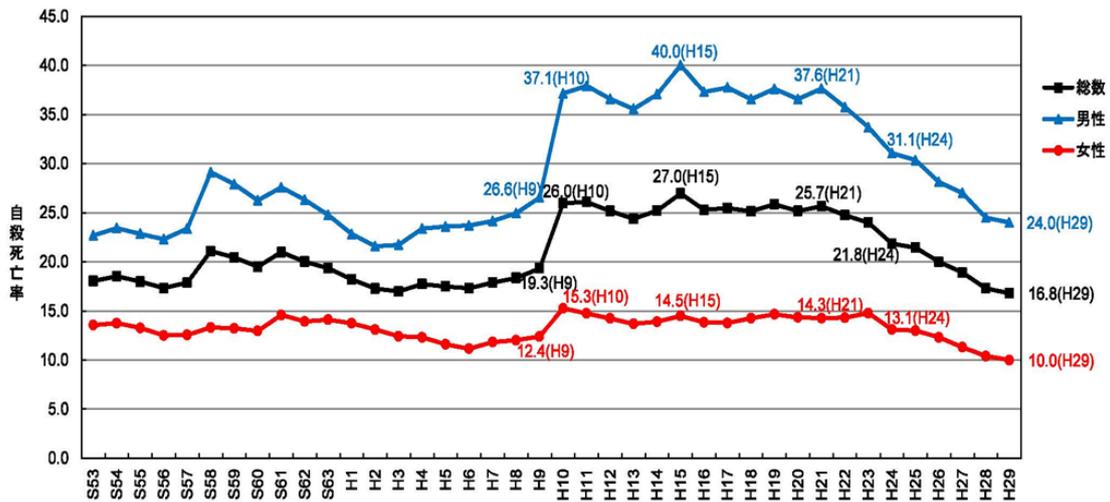
個人の自己破産件数



図Ⅱ

また、自殺者の推移図をネットでとってみました。同じく急増しているのが平成9年、最も多かったのが平成15年ですね。※図Ⅲ

総数及び男女別自殺死亡率の年次推移



注)「自殺死亡率」とは、人口10万人当たりの自殺者数をいう。

資料:警察庁自殺統計原票データ、総務省「国勢調査」及び「人口推計」より厚生労働省作成

図Ⅲ

4. 平成9年とは

平成9年は金融危機が始まった年でした。まずは4月の消費税5%への増税が始まり、北海道拓殖銀行・長銀・日債銀の破綻と山一証券の破綻。続く三洋証券の破綻で銀行に取り付け騒ぎが

起き、銀行の信用収縮がおき、いわゆる貸し渋り・貸しはがしがおきました。

世間的にもこの年から非正規労働者が急増し、結果家計部門の収縮が起き、のちに平成大不況と言われる時代に突入した年でした。企業倒産と自己破産・自殺も急増し始めたわけです。

私にとっても転機の年でした。前年12月に現在の事務所が完成。その後たった2ヵ月で父が急死しました。父の入院中にいくつかの顧問先の危機がはじまり、銀行との交渉や事業再生のお手伝いをし始めた年でした。

5. 平成15年とは

平成13年12月に小泉首相が誕生し、竹中氏を起用、10年続いた不良債権の最終処理を14年から開始し、15年がピークだったわけです。

- ①平成10年にできたサービサー法により、銀行は不良債権を貸倒にするだけでなく、サービサーにバルクという手法で、一山いくらかと債権譲渡を進め、債権回収を人の手に委ねました。
- ②RCC＝整理回収機構が平成11年に設立され、主に破綻した銀行や信金の債権回収を行いました。長野県では上田商工などが有名ですね。日光川治温泉の旅館では、会社と85歳の女将に対して債権者による破産申し立てを行い、スポンサーに売却した荒っぽい手法が朝日新聞で批判され大論争となった事件がありました。この件では買収のお手伝いをさせていただきましたが、元社長は勝手に別会社を作って事業譲渡したことが競売妨害罪に問われたのみならず、預金等を隠匿したと実刑判決で投獄されるという厳しいRCCの対応を垣間見ました。 << 続く >>



II. 2019年度税制改正

今年の税制改正は、「目玉なき改正」といわれていますが、消費税増税への対策や個人版事業承継税制の創設など、政策に対応した措置が取られています。主なものを紹介します。

1. 住宅ローン控除の拡大

消費税率が10%になることに伴い、取得後10年は同じですが、増税分を考慮した形で3年延長されます。具体的には、一般住宅であればローン上限4000万、年末残高に対する控除率1%で、最大控除額も10年間で累計400万円ですが、11～13年目は以下のいずれか少ない額を控除できます。

- ・借入金年末残高（上限4000万円）×1%
- ・建物購入価格（上限4000万円）×2%÷3

年末残高の比較になるものの、2%増税で余計に支払った分を3年間かけてカバーしようというものです。



2. 自動車税の引き下げ・自動車取得税の廃止

消費税増税後の自動車税（軽自動車を除く）は、1,000円～4,500円引き下げられ、自動車取得税も消費税増税と同時に廃止されます。一方で、環境負荷に応じて税率が代わる環境性能割が導入され、エコカー減税は電気自動車に限定されます。



3. 個人版事業承継税制の創設

法人で昨年度始まった事業承継税制の個人版で、1年遅れで創設されました。2019年1月から10年間の時限措置ですが、一定の事業用資産が法人と同様の措置で納税猶予等されますが、法人化していないお医者さん等に有効と思われます。なお、土地に関しては特定事業用小規模宅地等の特例との選択的適用となります。



4. 民法（相続法）改正に伴う相続・贈与税制の改正

今回創設された配偶者居住権（被相続人の配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物に引き続き住み続ける権利）の評価。具体的には、建物の残存耐用年数や存続年数（配偶者の平均余命年数等を考慮して算出）を考慮して、算出されるとともに、敷地に関しても利用権を評価することになります。

特別寄与料（被相続人に対して無償で介護等をした相続人以外の親族が主張できるようになった権利）は、遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されるとともに、寄与料を支払った相続人の課税価格からは控除します。

5. 中小企業経営強化税制・試験研究税制の延長

設備投資や試験研究を積極的に行う元気な企業（特に中小企業）に対しては、引き続き中小企業経営強化税制・試験研究税制が延長され適用されます。なお、商業・サービス業等活性化税制も延長されますが、「売上高が営業利益が1年間で2%以上向上が見込めることを認定支援機関が確認すること」が要件に追加され、適用が少し厳しくなっています。

6. ふるさと納税

新聞やTV等で報道されていますが、対象が絞られるとともに、要件が厳しくなりますので縮小が見込まれます。



Ⅲ. 消費税増税時のキャッシュレス決済によるポイント還元

2019年10月に予定されている消費税の増税、その増税に伴う消費の冷え込みに対する切

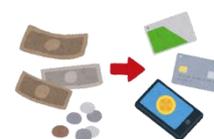
り札として政府が用意したのが現金を使用せずに代金を支払った場合に一部金額をポイントとして還元する「キャッシュレス決済の利用によるポイント還元」(以下、「ポイント還元」という)です。

昨年未 PayPay の行ったポイント還元が予定より大きく前倒しで全額還元終了した例を見ても一定の経済効果が見込めると思われる制度ですが、全ての買い物についてポイント還元が行われる訳ではありません。

例えば、車や住宅については減税措置や給付金が予定されているため対象外となっていますし、そのほかにも医療や学校については増税の前後で需要の急変を防ぐ目的で対象外に。金券や投資資産等については、転売益を得るのが容易な事からポイント還元の対象外となっています。また、大手企業と中小企業とでは取扱に差を設けています。詳しい内容は以下の通りです。

還 元 期 間		
2019年10月～2020年6月(9ヶ月)		
還元率5%	還元率2%	還元対象外
中小企業の小売業 飲食業 宿泊業 ※ 中小企業法に規定される 中小企業が対象 小売業なら資本金5000万円 以下又は従業員50人以下	大手企業のフランチャイズ チェーン (FC) 例：コンビニエンススト ガソリンスタンド ファミリーレストラン	百貨店等大企業の小売業 学校・病院・薬局・介護サービス 自動車 住宅 金券・郵便切手・印紙・プリペイドカード 株式・投資信託や金融商品 ※大企業は全て対象外

基本的に対象となるのは、中小企業のみであり、中小企業であっても大手企業のFCであれば還元率が下がる形になります。飲食・宿泊業以外のサービス業等についても基本的に全ての業種が対象となる様子で、風俗店や暴力団と関係のある企業は対象外となります。



キャッシュレス決済の方法やその企業についても発表がありました。今後更に対応業者やサービスは増えると思われませんが、現状は以下の通りです。(2019年1月31日時点)

種類	クレジットカード	電子マネー	コード決済	汎用サービス	決済代行
企業	三菱UFJニコス 三井住友カード UCカード JCB	WAON nanaco Suica 楽天Edy	楽天	PayPay Origami Pay LINE Pay	Coiney Square

増税による消費の冷え込みに対する策として講じられるポイント還元ですが、増税対応に追われる現場にさらなる負担を掛ける事になり、対応しきれない所が出るかもしれません。またそれ以外にも不正利用の懸念もあります(例えば複数の小売店を利用して転売を繰り返す事により際限なくポイントを得る事が出来る可能性もあります。)ので、実際の制度開始までに実務面でのブラッシュアップを期待したい所です。



IV. 【働き方改革関係法】 36 協定届の新様式公開

働き方改革法改正に伴い、時間外協定（36 協定）の書式が変わります。中小企業は、限度時間の上限の変更は、2020 年からですが、この 4 月以降に提出する協定書は、旧書式、新書式どちらでも良いことになっています。

様式第 9 号	限度時間内で時間外・休日労働を行わせる場合（一般条項）
様式第 9 号の 2	限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合（特別条項）
様式第 9 号の 3	適用除外業務に従事する労働者に時間外・休日労働を行わせる場合 （新技術・新商品の研究開発業務）
様式第 9 号の 4	適用猶予事業・業務に従事する労働者に時間外・休日労働を行わせる場合（建設事業・自動車運転業務・医師等）
様式第 9 号の 5	事業場外労働に関する協定内容を付記して届け出る場合
様式第 9 号の 6	労使委員会の決議届として届け出る場合
様式第 9 号の 7	労働時間等設定改善委員会の決議届として届け出る場合

特別条項を付けない場合は、様式第 9 号になります。

特別条項を付ける場合は様式 9 号の 2 になります。様式 9 号の 2 は限度時間に関するものと、限度時間を超えて時間外労働をさせるものとの 2 枚になります。限度時間を超えて時間外労働をさせる書式には「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」とありますが、用紙の裏(9)①から⑩までの項目の中から選んで記入してください。

様式第 9 号、様式第 9 号の 2 とともに「上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 ヶ月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 ヶ月から 6 ヶ月までを平均して 80 時間を超過しないこと」の欄にチェックボックスがありますが、中小企業は 2020 年 3 月までは、このチェックボックスにチェックを入れないで提出できます。

なお、新様式の記載例が厚労省のホームページに掲載されていますのでご参考ください。



- ※新様式 記載例（一般条項） <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf>
 記載例（特別条項） <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>
 （厚生労働省ホームページより）



V. シリーズ：働き方改革（1）

事務所ニュース 2018 年 8 月号でもお伝えした通り、働き方改革関連法案が 2018 年 6 月 29 日に成立し、いよいよ本年 4 月より順次施行されます。本稿では中小企業の皆様を対象に、働き方改革のポイントについて、概括的にご説明いたします。

1. 中小企業と働き方改革

厚生労働省は「我が国雇用の 7 割を担う中小企業においても、働き方改革が着実に実施されることが必要」とのコメントを出しており、監督官庁として実施徹底への強い意志があることがわかります。改革には罰則規定のある項目もあり、しっかりとした対応が求められています。

働き方改革
始めていますか？



2. 改革のポイント

改革のポイントは「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」と「労働時間法制の見直し」の大きく 2 つに分けられます。

1) 「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」のポイント

いわゆる「同一労働同一賃金」の適用が最重要ポイントです。ただし中小企業の実施時期は 2021 年 4 月～になりますので、まだ若干の準備期間があります。

2) 「労働時間法制の見直し」のポイント

この見直しのポイントは概ね下表の通りです。

	項 目	実施時期
①	残業時間の上限規制（罰則有）	2020/4～
②	10 日間以上の有給休暇保有者に対する、5 日間の年次有給休暇取得の義務化（罰則有）	2019/4～
③	勤務間インターバル制度の努力義務	2019/4～
④	月 60 時間超の残業割増賃金率引き上げ措置（25%→50%）に対する、中小企業猶予措置を廃止	2023/4～
⑤	事業主の労働時間把握義務（裁量労働制適用労働者や管理監督者等を含む）	2019/4～
⑥	高度プロフェッショナル制度の創設	2019/4～
⑦	フレックスタイム制度の拡充	2019/4～

このうち、対応が必要な重要項目は①・②・④・⑤の 4 つですが、さらに時系列的にすぐに対応が必要となってくるのが②の「5 日間の有給取得義務」と⑤の「労働時間把握義務」です。

次回からはこれら各ポイントとその対応の詳細についてご説明してまいります。

なお、4 月 17 日（水）に当事務所で働き方改革セミナー（別紙参照）を開催予定です。こちら是非ご参加下さい。



VI. 利益とは・・・

利益とは・・・いきなり抽象的なタイトルですが・・・儲け、収入から費用を引いた残り、売上総利益、営業利益、経常利益、仏・菩薩が人々に与える恵み（これは仏教用語で「りやく」というそうです）etc・・・。

ここでは「会計的な利益の定義」を述べるのではなく、「利益」についての名言や格言をいくつかご紹介した上で、「利益」について考えてみます。

▶ 企業は本業を通じて社会貢献をする。利益とは社会に貢献したことの証である。多くの利益を与えられたということは、その利益を使って、さらなる社会貢献をせよとの世の声だ。
松下幸之助（パナソニック創業者）

▶ 単なるモノであることを超え、ひとつの文化として受け入れられる商品を生み出すことは、利益だけを求める姿勢からは生まれません。

安藤百福（日清食品創業者、インスタントラーメン開発者）

▶ 企業の使命は、自由で創意に富んだ活動によって新たな価値を生み出し、人類社会の進歩発展に貢献することである。このような活動の成果として得られる利益を私は「額に汗して得る利益」と呼び、企業が追求すべき真の利益と考えている。

▶ 企業経営には、利益を追求するにあたって、人間として守るべき道がある。企業である限り利益は必要だが、人を騙したりおとしめたりする不正な方法では、企業が長年にわたって繁栄することはできない。
稲盛和夫（京セラ創業者）

「経営学の父」と呼ばれるかの有名なP・F・ドラッカーは、利益について以下のように述べています。

- ▶ 利益は企業存続の条件であり目的ではない
- ▶ 利益は目的や動機ではない。事業を継続・発展させる明日のためのコストである
- ▶ 未来のリスクを賄うための利益、事業の存続を可能とし、富を生み出す資源の能力を維持するための最低限度の利益をあげることは企業の絶対条件である。
- ▶ 企業の内部にはプロフィットセンターはない。あるのはコストセンターである。技術、販売、生産、経理のいずれも活動があつてコストを発生させることだけは確実である。しかし成果に貢献するかはわからない。全ては顧客のところにある。

そして、利益には次の3つの役割があるとされています。

- ①事業の妥当性のモノサシ
- ②様々な事業リスクに対する備え
- ③資金調達的手段



会社が存続するためにはコスト（お金）が必要であり、そのコストを十分に賄えるだけの利益を生み出すことが求められます。会社存続の要となる「利益」について、再確認して頂ければ幸いです。



Ⅶ. 所長講座 不正防止のために 其の4 横領の法的考察

横領があった場合の本人と役員について

横領があった場合、過去はすぐに隠蔽のみを考えて対処している場合が多かったと思います。しかし現在は、コンプライアンス違反にならないように対処することが求められる時代になってきています。

本人についてはその内容によって、犯罪として次の3つが考えられます。



◆本人

1. 背任罪（刑法 247 条＝5 年以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金）

他人のためにその事務を処理する者が、自己もしくは第三者の利益を図り又は会社に損害を加える目的で任務に背く行為をして、会社に財産上の損害を加える行為です。

2. 特別背任罪

取締役や監査役など役員が背任行為を行った場合は、**会社法 960 条**の特別背任罪が適用され、法定刑は、10 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金となります。

3. 業務上横領罪（刑法 253 条＝10 年以下の懲役）

職務上の占有物を横領した場合は、より重い、業務上横領罪（刑法 253 条＝10 年以下の懲役）が適用されます。会社で、業務上金銭の管理をしていた社員が、会社の金銭を着服し、現金をおろして使ってしまったたり、自己の口座に移したりする行為は、業務上横領罪に該当する行為となります。



◆取締役の義務及び責任

1. 報告義務

取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告をしなければなりません。（会社法第 357 条）

2. 忠実義務

取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければなりません。（会社法第 355 条）

取締役は会社に対して、善良な管理者の注意をもってその職務を負う善管注意義務を負っています。（民法 644 条）

現在では、善管注意義務に違反しないとされるためには、

- ①当該行為が経営上の専門的判断にゆだねられた事項についてのものであること
 - ②意思決定の過程に著しい不合理性がないこと
 - ③意思決定の内容に著しい不合理性がないこと
- の 3 つが要求されます。

（最判平成 22. 7. 15 判例タイムズ 1332-50）

3. 職務懈怠

従業員の横領が発生し損失が生じた場合は、取締役は監督者として管理監督に不備があったことが疑われます。

職務の善管注意義務違反及び職務懈怠（第 362 条、363 条等に定められた取締役会の構成員として職務執行の懈怠）に基づき、株主から損害賠償責任（会社法 423 条、同 847 条、責任追及の訴え＝株主代表訴訟）を問われる恐れがあります。

4. 株主に対する損害賠償責任

1. 損害賠償の対象となるのは、次の 2 つです。

- 1. その取締役が、職責を全うせず顧客等に損失を与えた場合
- 2. その取締役が、悪意や重大な過失で損害を与えた場合

※この場合株主は、株主代表訴訟を提訴することができます。（会社法 847 条）

2. 株主や会社に金銭的損害を与えたということで株主代表訴訟を起こされると、

- ①基本的には、取締役に過失があろうとなかろうと、会社から経営を委任されている取締役は経営の責任者としての責任を負わなければなりません。注意義務を怠らなかつたことを自ら証明した場合を除き、生じた損害を賠償する責任を負います。
- ②取締役に就任している間に生じた任務懈怠による損害賠償責任は、取締役を退任しても消滅しません。
- ③取締役の任務懈怠による損害賠償責任の**消滅時効は 10 年**とされているが、その間は取締役在任時の責任を追及されるおそれがあります。
- ④さらに、その損害賠償債務は、相続の対象にもなります。
- ⑤業務執行を行わない平取締役、非常勤取締役であっても、業務を執行する取締役と同じように忠実義務や監督責任を負います。そのため、同様に管理者としての注意義務が有り、職務の遂行中に注意義務を怠ったことによる会社への損害の賠償義務を負うこととなります。

5. 株主に対する説明責任

定期的に株主総会を招集し、参考資料を交付し、株主総会では株主から「特定の事項」につき説明を求められた場合には必要な説明をし、また、会社経営（参考資料に記載されている事項等）に関して株主に対する一定の説明責任を果たすことが要求されています。

以上により取締役は、経営者として責任追及を回避するためにも、直ちに被害回復へ最大限の努力をしなければなりません。つまり取締役等は、会社のみならず**自分の身を守るため**にも法令及び定款等を遵守し、忠実に横領の事実確認、損害回収のための職務を行う必要があります。



◇◇◆ 編集後記 ◆◇◇

年が変わって最初の発行となりました事務所ニュース、編集メンバーも一新となりましたが、皆様に役立つ情報をお届けするべく、一同頑張って参りますので宜しくお願い致します。

ちなみに本年の表紙写真は東信地域の歴史的建造物を掲載していく予定です。今号は「小諸城跡（現懐古園）三之門」です。創建は元和元年（1615年）ですが1742年に起きた大洪水で流失し、現存する門は明和2年（1765年）に再建されたものだそうで、国の重要文化財に指定されています。小諸城は本丸が一番低地となる、すり鉢状の地形に作られた穴城（あなじろ）とも言われる大変珍しい造りだったそうですが、今でも三之門は周囲より一段低い位置に建っていることがよくわかり、この穴城らしさをよく味わうことのできる建造物となっています。皆さんもお近くを通る機会がございましたら是非立ち寄ってみて下さい。



事務所カレンダー

2月	1日(金)	会議・研修日
	2日(土)	営業日
	18日(月)	個人確定申告開始
	23日(土)	営業日
3月	1日(金)	会議・研修日
	2日(土)	営業日
	9日(土)	営業日
	15日(金)	個人確定申告期限
	23日(土)	営業日
	☆協会けんぽ保険料率改定(予定)	
4月	2日(火)	会議・研修日
	17日(水)	働き方改革セミナー
	20日(金)	営業日
	22日(月)	所得税振替日(個人振替納税者)
	24日(水)	消費税振替日(個人振替納税者)
	27日(土)	会議日
	4/28 ~ 5/6	GW休業

☆事務所よりのお知らせ—営業日が変更になりました!—

- ・4/30(火)、5/2(木)は休業日となります。
- ・12/23(月)は営業日となります。

◆毎日の朝礼	8:45~9:00
◆会議・研修日	・会議: 午前9:30~11:00頃まで ・研修: 午後1:00~4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎできませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。